

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第85号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 収入 第1節～第6節 略 第7節（第27条 <u>第32条</u> ） <u>第8節</u> 雑則 第3章～第12章 略 附則	目次 第1章 略 第2章 収入 第1節～第6節 略 第7節（第27条 <u>第30条</u> ） <u>第8節</u> 郵便局の窓口における収入（第31条・第32条） <u>第9節</u> 雑則 第3章～第12章 略 附則
（文書による納入の通知） 第14条 知事又は出納機関の長は、調定（次に掲げる歳入の調定を除く。）をした場合には、直ちに納入通知書（様式第1号）を作成して、納入者に送付しなければならない。ただし、納入者から第18条の2の規定による口座振替の方法によって歳入を納付する旨の届出があったときは、納入通知書又は納入通知書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）をその者が預金口座を <u>設けてい</u>	（文書による納入の通知） 第14条 知事又は出納機関の長は、調定（次に掲げる歳入の調定を除く。）をした場合には、直ちに納入通知書（様式第1号）を作成して、納入者に送付しなければならない。ただし、納入者から第18条の2の規定による口座振替の方法又は <u>第18条の3の規定による自動振込みの方法</u> によって歳入を納付する旨の届出があったときは、納入通知書又は納入通知書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をい

る指定金融機関等に直接送付しなければならない。

(1)~(5) 略

2及び3 略

(口座振替の方法による納付の方法)

第18条の2 指定金融機関等に預金口座を設けている納入者で令第155条の規定により口座振替の方法によって歳入を納付しようとするものは、当該指定金融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は出納機関の長に届け出なければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 預金口座を設けている指定金融機関等の名称並びに当該預金の種類及び預金口座番号(郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)に預金口座を設けている納入者にとっては、通帳の記号番号)

(4) 略

(口頭、掲示その他の方法による納入の通知に係る納付の方法)

第18条の3 略

う。以下同じ。)をその者が預金口座を設け、又は郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金(以下「通常郵便貯金」という。)をしている指定金融機関等に直接送付しなければならない。

(1)~(5) 略

2及び3 略

(口座振替の方法による納付の方法)

第18条の2 指定金融機関等(収納代理金融機関のうち日本郵政公社を除く。以下この条において同じ。)に預金口座を設けている納入者で令第155条の規定により口座振替の方法によって歳入を納付しようとするものは、当該指定金融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は出納機関の長に届け出なければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 預金口座を設けている指定金融機関等の名称並びに当該預金の種類及び預金口座番号

(4) 略

(自動払込みによる納付の方法)

第18条の3 収納代理金融機関(日本郵政公社に限る。以下この条において同じ。)に通常郵便貯金をしている納入者で、令第155条の2の規定による郵便振替(継続して通常郵便貯金の一部を払込金に振り替えてする払込みによるものに限る。)の方法(以下「自動払込みの方法」という。)によって歳入を納付しようとするものは、当該収納代理金融機関に対する自動払込みの依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は出納機関の長に届け出なければならない。

(1) 住所及び氏名

(2) 自動払込みの方法により納付しようとする歳入の内容

(3) 通帳の記号番号

(4) その他知事が特に必要と認める事項

(口頭、掲示その他の方法による納入の通知に係る納付の方法)

第18条の4 略

(指定金融機関等の収納)

第27条 指定金融機関等は、次に掲げる場合には、歳入金を収納することができる。

- (1) 略
- (2) 略

(3) 略

(4) 知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書(第15条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)第14条の2第2項の規定による納入通知書又は磁気テープ等の送付があったとき。

2 指定金融機関等は、歳入金の納付を受けたときは、これを領収の上、知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定による磁気テープ等の送付があった場合を除き、領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定による納入通知書の送付があった場合であって、あらかじめ納入者の承諾を得たときは、領収証書の交付を要しないものとする。

3 指定代理金融機関又は収納代理金融機関は、歳入金の納付を受けたときは、収納金払込書(様式第10号)及び収納金集計票(様式第11号)に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付しなければならない。ただし、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金払込書に、収納した現金及び当該磁気テープ等に収納等の状況を記録したもの(以下「収納記録磁気テープ等」という。)を添えて、統轄店に納付しなければならない。

4及び5 略

6 指定金融機関は、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金報告書(様式第12号の2)に、収納記録磁気テープ等を添えて統轄店に送付しなければならない。

7～10 略

(指定金融機関等の収納)

第27条 指定金融機関等は、次に掲げる場合には、歳入金を収納することができる。

- (1) 略
- (1)の2 略

(2) 取りまとめ郵便局から窓口において収納した歳入金に係る領収済通知書の送付を受けたとき。

(3) 略

(4) 知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書(第15条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)第14条の2第3項の規定による納入通知書又は磁気テープ等の送付があったとき。

2 指定金融機関等は、歳入金の納付を受けたときは、これを領収の上、知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定による磁気テープ等の送付があった場合を除き、領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定による納入通知書の送付があった場合であって、あらかじめ納入者の承諾を得たときは、領収証書の交付を要しないものとする。

3 指定代理金融機関又は収納代理金融機関は、歳入金の納付を受けたときは、収納金払込書(様式第10号)及び収納金集計票(様式第11号)に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付しなければならない。ただし、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金払込書に、収納した現金及び当該磁気テープ等に収納等の状況を記録したもの(以下「収納記録磁気テープ等」という。)を添えて、統轄店に納付しなければならない。

4及び5 略

6 指定金融機関は、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金報告書(様式第12号の2)に、収納記録磁気テープ等を添えて統轄店に送付しなければならない。

7～10 略

第31条及び第32条 削除

第8節 略

(隔地払)

第53条 出納長は、前条第1項若しくは第3項又は次条に規定する場合を除くほか、隔地にいる債権者から支払の請求があったときは、指定出納取扱店又は出納取扱店をしてその支払をさせなければならない。

2 前項の場合において、出納長は、別に定める歳出金支払通知書を統轄店及び指定出納取扱店を経由して債権者に送付しなければならない。ただし、国税の還付について令第165条の7の規定により支出の手続の例によって支払通知書を送付する場合は、出納長の指定する者に送付させるものとする。

3 略

(歳出金支払通知書の再発行)

第59条 債権者は、歳出金支払通知書を亡失し、又は損傷したときは、歳出金支払通知書を送付した指定出納取扱店 (第53条第2項ただし書の規定により出納長の指定する者が支払通知書を送付した場合) あっては、庶務集中局長が別に定める指定出納取扱店) の現金支払未済の証明のある歳出金支払通知書再発行請求書 (様式第21号) により、出納長に再発

第8節 郵便局の窓口における収入

(郵便局の窓口における収納)

第31条 知事は、郵便局の窓口において郵便振替口座に歳入金の納付があった場合において、取りまとめ郵便局から領収済通知書に、公金振替払込高通知書を添えて送付を受けたときは、指定金融機関に払込みの手続をしなければならない。

2 知事は、指定金融機関を郵便振替法 (昭和23年法律第60号) 第10条の規定による代理署名人 (以下「代理署名人」という。) とすることができる。

3 代理署名人に指定された指定金融機関は、郵便局の窓口において収納した歳入金について、郵便振替払込金受払整理簿 (様式第45号) を備えなければならない。

第32条 削除

第9節 略

(隔地払)

第53条 出納長は、前条第1項若しくは第3項又は次条に規定する場合を除くほか、隔地にいる債権者から支払の請求があったときは、指定出納取扱店をしてその支払をさせなければならない。

2 前項の場合において、出納長は、別に定める歳出金支払通知書を統轄店及び指定出納取扱店を経由して債権者に送付しなければならない。

3 略

(歳出金支払通知書の再発行)

第59条 債権者は、歳出金支払通知書を亡失し、又は損傷したときは、歳出金支払通知書を送付した指定出納取扱店の現金支払未済の証明のある歳出金支払通知書再発行請求書 (様式第21号) により、出納長に再発行の請求をしなければならない。

行の請求をしなければならない。

2 略

3 出納長は、第1項の請求を受けたときは、当初発行した歳出金支払通知書と同一内容の歳出金支払通知書を作成し、欄外に再発行の年月日及び再発行の旨を記載して、統轄店及び指定出納取扱店を經由して債権者に送付しなければならない。ただし、県税の還付について令第165条の7の規定により支出の手続の例によって再発行の支払通知書を送付する場合は、出納長の指定する者に送付させるものとする。

(指定出納取扱店等における隔地払)

第62条 指定出納取扱店は、出納長から隔地払に係る支払の命令を受けたときは、統轄店から交付を受けた資金を別段預金勘定に受け入れるとともに、歳出金支払通知書を確実な方法により速やかに債権者に送付しなければならない。ただし、県税の還付に係る隔地払については、令第165条の7の規定により支出の手続の例によって発行する支払通知書は、出納長の指定する者に送付させるものとする。

2 略

(資金前渡のできる経費)

第70条 資金の前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 郵便貯金銀行の預金口座に経費を払い込まなければならない場合の当該経費

(10)及び(11) 略

(現金及び有価証券の保管)

第91条 出納長、出納員又は分任出納員は、その手許に保管する現金及び有価証券は、これを堅固な容器に保管し、その鍵は自ら保管しなければならない。ただし、特別の理由がある場合においては、現金を確実な金融機関に預金し、又は有価証券を指定金融機関に寄託して、これを保管することができる。

2～4 略

(帳簿の備付け等)

第160条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める帳簿を備えなければならない。

2 略

3 出納長は、第1項の請求を受けたときは、当初発行した歳出金支払通知書と同一内容の歳出金支払通知書を作成し、欄外に再発行の年月日及び再発行の旨を記載して、統轄店及び指定出納取扱店を經由して債権者に送付しなければならない。

(指定出納取扱店等における隔地払)

第62条 指定出納取扱店は、出納長から隔地払に係る支払の命令を受けたときは、統轄店から交付を受けた資金を別段預金勘定に受け入れるとともに、歳出金支払通知書を確実な方法により速やかに債権者に送付しなければならない。

2 略

(資金前渡のできる経費)

第70条 資金の前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 郵便振替の方法により支払わなければならない経費

(10)及び(11) 略

(現金及び有価証券の保管)

第91条 出納長、出納員又は分任出納員は、その手許に保管する現金及び有価証券は、これを堅固な容器に保管し、その鍵は自ら保管しなければならない。ただし、特別の理由がある場合においては、現金を郵便局又は確実な金融機関に預金し、又は有価証券を指定金融機関に寄託して、これを保管することができる。

2～4 略

(帳簿の備付け等)

第160条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める帳簿を備えなければならない。

<p>(1)~(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式目次</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 帳簿等関係</p> <p>様式第41号~様式第44号 略</p> <p>様式第45号 <u>削除</u></p> <p>様式第46号及び様式第47号 略</p>	<p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>指定金融機関 郵便振替払込金受払整理簿</u></p> <p>2 略</p> <p>様式目次</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 帳簿等関係</p> <p>様式第41号~様式第44号 略</p> <p>様式第45号 <u>郵便振替払込金受払整理簿</u></p> <p>様式第46号及び様式第47号 略</p>
--	--

第2条 鳥取県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第45号を次のように改める。

様式第45号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の鳥取県会計規則(以下「規則」という。)第27条第3項本文の規定にかかわらず、当分の間、収納代理金融機関(郵便貯金銀行(郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。))に限る。)は、歳入金の納付を受けたときは、知事が別に定める書面に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付することができる。この場合において、指定金融機関は、当該歳入金の納付があったときは、収納証票送付書に、収納金集計票及び領収済通知書を添えて統轄店(規則第2条第4号に規定する統轄店をいう。以下同じ。)に送付しなければならない。
- 統轄店は、前項の領収済通知書の送付を受けたときは、別に定めるものを除くほか、領収済通知書を知事及び出納長に送付しなければならない。
- 知事は、当分の間、郵便貯金銀行において振替口座に歳入金の納付があった場合において、郵便貯金銀行から知事が別に定める書面を添えて当該歳入金の領収済通知書の送付を受けたときは、指定金融機関に払込みの手続をしなければならない。
- 知事は、当分の間、指定金融機関を知事に代わって振替及び払出しの請求その他郵便貯金銀行の定める請求又は届出をすることができる代理署名人(以下「代理署名人」という。)とすることができる。
- 代理署名人に指定された指定金融機関は、当分の間、郵便貯金銀行において収納した歳入金について、知事が別に定める振替払込金受払整理簿(郵便貯金銀行用)を備えなければならない。